

歯科健診（後期高齢者医療）

後期高齢者医療広域連合では、下記の被保険者を対象に、後期高齢者の口腔機能低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健診を実施します。対象者には、5月下旬に受診券が送付されています。

◇受診対象者

76歳になる方（昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれ）

※長期入院の方、施設入所の方等を除く

※例外として、令和2年12月までに限り、77歳以上になれる被保険者で歯科健診を希望する方も受診できます。ただし、昨年度受診した方は受診できません。また、75歳以下の方は、対象年齢（76歳）になってから受診してください。

◇受診期間

6月から12月まで（歯科医院の休日を除く）

◇受診券の送付時期

5月下旬頃に広域連合から郵送しています。

◇受診の方法

同封している歯科健診の実施医療機関に必ず予約の上、受診してください。

◇受診時に持っていくもの

- ・受診券（記入して実施医療機関へお持ちください）
- ・被保険者証
- ・受診料300円

●問合せ

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター

〒812-0044 福岡市博多区千代四丁目1番27号（福岡県自治会館5階）

Tel.092-651-3111、FAX 092-651-3901 HP:<http://www.fukuoka-kouki.jp/>



国民健康保険税の 最高限度額・軽減基準所得額が変更

地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の最高限度額が次のように変更となります。また、軽減基準所得額が拡充されます。なお、税率等については変更ありません。

【最高限度額】

	(改正前) 平成30年度	(改正後) 令和元年度
医療分	58万円	61万円
後期高齢者支援分	19万円	19万円
介護分(40～64歳)	16万円	16万円
合計金額	93万円	96万円

【軽減基準所得額】

	平成30年度	令和元年度
5割軽減	33万円+27万5千円× 被保険者数	33万円+28万円 ×被保険者数
2割軽減	33万円+50万円× 被保険者数	33万円+51万円 ×被保険者数

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがの時に、安心して医療が受けられるように、加入者の方が国民健康保険税を出しあい、お互いに助け合う制度です。医療費の支払いには多くのお金を必要とし、皆さんが納めていただく保険税は、大切な財源です。

ぜひ、国保加入者の皆さんの負担増を抑えるために、健診の受診等による、更なる健康づくりへの取組をお願いします。

保険証は正しく使いましょう

社会保険加入や転出などにより国民健康保険の資格を喪失する場合は、保険証を速やかに市役所窓口へ返却しましょう。また、保険証が変更となる場合は、医療機関にその旨をお申し出ください。